



情報(第 165 号)



令和5年3月31日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

<https://ginza-syaroushi.com/>

動画: 社会保険労務士チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

社会保険の適用拡大



健康保険・厚生年金保険（社会保険）の被保険者となるべき範囲が拡大され、その施行は昨年 10 月 1 日です。本誌 1113 号（令 2.2.10）で取り上げており、その後、質問が多く寄せられるようになっていきます。

最後に前号の続きの情報が 1 点あります。

1 社会保険の加入者（被保険者）

最初に、政府・日本年金機構側からすると、被保険者となることを「適用」と呼んでいます。社会保険は、強制加入であり、適用事業所（法人及び原則として常時 5 人以上を使用する企業）へ雇用されているときは、会社・労働者の意思に関係なく加入しなければなりません。

そうしたところ、単に雇用といっても通常勤務者、短時間（日）勤務者がいて、短時間（日）勤務ではその長さが様々です。社会保険制度は、雇用契約の賃金から保険料を控除できることを前提に構築しています。極端な話、1 日働いただけで社会保険へ加入させることは前記から困難です。

そこで、「常時雇用される」方を適用対象とし、常勤者が週 40 時間労働であるなら週 30 時間以上（通常労働者の 3/4 以上）、常勤者が週 35 時間労働であるならば 26 時間 15 分以上が被保険者となります（解説を単純化するため以下、週 40 時間労働を例とします）。

2 適用拡大

前項のとおりであるところ、現在、所定労働時間が週 30 時間未満の方であっても適用が拡大されてきています。その、具体的対象者は次のとおりです（令 4.10.1 施行）。

- (1) 週の所定労働時間が 20 時間以上
- (2) 月額賃金が 8.8 万円以上
- (3) 2 か月を超える雇用見込がある
- (4) 学生でない（休学中や夜間学生は適用対象）
- (5) 101 人以上の社会保険被保険者がいる会社

3 経過措置

101 人以上とは、支店単位で考えるのではなく、全社全体で判定します。これが令和 6 年 10 月になると、51 人以上に拡大されます。

実は、法律には、101 人とか 51 人は規定されておらず、法律の「附則」に規定されています。これが指す意味は、すべての企業で前項(1)から(4)の要件を満たせば適用対象になるということです。

経過的に（一時的に）、101 人以上、51 人以上としているだけですから、50 人以下の企業で所定労働時間が週 20 時間以上 30 時間未満の労働者がいる場合、いずれこれが適用対象となることを念頭に置いてください。

4 適用拡大における変更点

2 の適用拡大によって社会保険加入となれば、以下の変更が生じます。

- (1) 社会保険料分手取賃金額が低下する
- (2) 夫（妻）が会社から受給する家族手当が減額になる可能性がある（夫（妻）が勤務する会社に家族手当の制度がある場合）
- (3) 健康保険・厚生年金保険の保障が厚くなる
 - ① 傷病手当金・出産手当金の保障
 - ② 老齢・障害・遺族年金が 2 階建の保障となる

5 年収の壁

よくいわれる年収の壁をできるだけ単純化すると次表のとおりです。内容欄のことが発生するため、現在、被扶養者となっている方が被保険者になるまいとして、就労時間、日数を減らす行動に出ることになって、人手不足に拍車がかかっているといえます。

前項(3)のとおり、社会保険の保障が厚くなるとはいえ、夫（妻）の扶養の範囲内で小遣い程度稼げればよいといった認識の層では、元々、保障が厚くなることに興味が薄く、週所定労働時間（日数）を減らす行動又は退職に至っていることもあります。

現在、この対策を検討しているようですが、妙案は難しいでしょう。

【表】

項番	給与収入	区分	内容
1	103 万円超	税 金 の 問題	103 万円超では、超えた額に対して所得税がかかる。
2	1,056,000 円超 (106 万円超)	社 会 保 険 の 問 題	賃金月額が 88,000 円以上に該当し、101 人以上の企業で、2 か月超の雇用見込みでは社会保険加入
3	130 万円超	社 会 保 険 の 問 題	年間の見込収入額が 130 万円を超過するときはそもそも被扶養者になれない
4	150 万円超	税 金 の 問題	給与収入 150 万円以下の妻では配偶者特別控除として、最高 38 万円の控除が受けられる

6 子ども・子育て拠出金

前号にて「子ども・子育て拠出金率の改正は、保険料よりも 1 か月遅れており、異次元の少子化対策から、本年 4 月分より、引き上げられる可能性が高い」との観測を述べました。そうしたところ、据え置きされとのこと。何故そうなのか理由ははっきりとしません。

表紙説明：ムスカリ・土筆・菜の花の 3 重奏。ムスカリは寒さに強く丈夫で育てやすい多年草で、一度植えると数年は何もしなくても育つという（周南市須々万 令和 5 年 3 月 26 日）